

∴ 条例の全体像を掴むための参考としてご活用ください。 ∴

第1条（目的）

この条例は宝塚市まちづくり基本条例第3条の規定に基づき、**協働に関する原則を定めるとともに、市民の主體的なまちづくり活動及び地域コミュニティの活動を促進するために必要な事項を定めることにより、市民と市の協働のまちづくりを推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築することを目的とする。**

第2条（定義）

➡ (1) **自治会**、(2) **まちづくり協議会**、(3) **市民活動団体**についての用語の意義を定める。

第3条（協働の原則）

➡ 「協働」で円滑に事業を進めるために、守るべき8つの原則。 ●●● 「**協働の指針**」に掲載。

- (1) 対等の原則、(2) 情報公開・情報共有の原則、(3) 相互理解の原則、(4) 自主性・自立性尊重の原則、(5) 目的の明確化と共有の原則、(6) 役割分担の原則、(7) 相互変革の原則、(8) 評価・検証の原則

第4条（まちづくりの推進）＝市の責務 ●●● 「**まちづくり基本条例**」で規定。

- 市は、
- 1 自治会、まちづくり協議会、市民活動団体と**連携**してまちづくりを推進する。
 - 2 自治会、まちづくり協議会、市民活動団体等が行うまちづくり活動への**支援**を行う。
 - 3 その活動に要する費用の助成その他の**財政上の措置**を行うことができる。

第5条（まちづくり協議会）

- まちづくり協議会とは…
- (1) 地域課題の解決のために、自治会を中核とし、地域で活動する 個人及び団体の連携を図る組織。
 - (2) おおむね小学校の通学区域が活動範囲。

第6条（まちづくり協議会の構成）

その地域の市民、自治会その他団体、事業者等で構成する。

第7条（まちづくり協議会の運営）

透明性のある、民主的で開かれた運営を行う。●●● 詳しくは、「**宝塚市のまちづくり協議会ガイドライン**」に掲載。

第8条（まちづくり協議会の活動）

- 1 協働を基本とし、自治意識及び連帯感の醸成並びに**地域課題の解決のために**活動する。
- 2 **他のまちづくり協議会との交流を深め**、活動の活性化を図ることに努める。

➡ 交流の場として**代表者交流会**を毎月1回開催。

第9条（地域ごとのまちづくり計画）

- 1 まちづくり協議会は「**地域ごとのまちづくり計画**」を策定し、市と連携して活動する。
- 2 市は、地域ごとのまちづくり計画を、総合計画の基本構想を実現するための計画として位置付ける。
※「**地域ごとのまちづくり計画**」とは、その地域の目指す将来像や、それに基づく基本目標及び具体的な取組等を取りまとめた計画。

附則（条例の検証）

5年を超えない期間ごとに、施行の状況を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づき必要な措置を講じる。

➡ 条例検証の根拠条文。